

# 広島大学高等教育研究開発センター研究倫理委員会

## 迅速審査に関する申合せ

研究倫理委員会に提出された申請書の審査にあたり、次の申請については迅速審査をすることができる。

- (1) 軽微な変更(実施可とされた人を対象とする研究の研究期間の延長又は研究の実施に影響を与えない範囲であり、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更等をいう。)に係る申請
- (2) 倫理審査結果通知書に付された研究計画の変更に係る意見を踏まえた申請
- (3) 共同研究において他の共同研究機関における審査で承認を得た研究のうち、委員会からの承認又は実施許可を必要とする申請

迅速審査を実施する場合の提出物は以下のとおりとする(ただし、(ii) (iii) は(3)に該当する場合のみ)。

- (i) 高等教育研究開発センター研究倫理委員会倫理審査申請書(研究計画書)(様式第1号)
- (ii) 他機関提出の倫理審査申請書、添付文書等
- (iii) 他機関からの承認通知書

迅速審査を実施する場合、高等教育研究開発センター研究倫理委員会宛ての倫理審査申請書(研究計画書)(様式第1号)の記載事項は、研究課題名、研究の実施体制以外の項目で、他機関提出の倫理審査申請書へ記載されている事項に関しては、記入を省略することができる(記入漏れを防ぐため、「添付の〇〇大学宛て申請書のとおり」等の記載は入れること)。なお、他機関提出の倫理審査申請書もしくは変更申請書が様式第1号で記入を求めている事項を網羅している場合は、内規12条に基づき、倫理審査申請書(迅速審査)(別記様式第6号)、研究計画・内容変更申請書(迅速審査)(別記様式第5号)による申請を妨げない。

迅速審査によって実施された審査の結果は、特段の問題がない限り、研究倫理委員会での報告事項として簡易な報告のみを行うこととする。